

○東京科学大学大学院学則第 43 条第 1 項ただし書に規定する学院の修士課程において特に優れた業績を上げた者の修了に関する取扱細則

令和 6 年 10 月 22 日  
教育本部制定

- 1 この細則は、東京科学大学大学院学則（令和 6 年学則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 43 条第 1 項ただし書の規定により、学院の修士課程において在学期間を短縮して課程修了を認めようとするときの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 学位申請に先立ち、各コースで研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力及び論文（大学院学則第 43 条第 2 項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）内容について、事前審査を行う。
- 3 指導教員は、前項の結果に基づき、学位申請書に、業績が特に優れ、大学院学則第 43 条第 1 項ただし書を適用してよい旨の説明書を添付する。
- 4 審査員主査は、業績が特に優れ、大学院学則第 43 条第 1 項ただし書を適用する旨の理由書を審査報告書に添付する。
- 5 学院の長は、東京科学大学大学院の学院における修士、博士及び修士（専門職）学位審査取扱細則（令和 6 年細則 52 号）第 5 条第 3 項及び第 10 条に規定する教授会における報告又は審議の資料に「大学院学則第 43 条第 1 項ただし書適用」の旨明示する。

附 則

- 1 この細則は、令和 6 年 10 月 22 日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 東京工業大学大学院学則第 34 条第 1 項ただし書に規定する修士課程において特に優れた業績を上げた者の修了に関する取扱いについて（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）は、廃止する。